

南島原市協働のまちづくり事業 補助金が創設されました

◆提出先・お問い合わせ 企画振興部 企画振興課 ☎050(3381)5030

南島原市では、市と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、市民が主体的に行う公共性・公益性の高いまちづくり事業に対し、南島原市協働のまちづくり事業補助金を交付いたします。

◆対象者

補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する市民活動団体です。

- (1)主に市内で活動している団体
- (2)5人以上の者により組織された団体であって、その代表者が市内に住所または団体の事務所を有していること
- (3)団体の活動実績が、原則として3年を超え、またはその活動が、3年を超えると見込まれること

◆対象事業

事業の対象となる主な活動は次のとおりです。

- (1)市民協働のまちづくりを進めていくために必要と認められる事業
- (2)南島原市のまちづくりに必要と認める事業

- (3)その他市長が必要と認める事業

※右記を満たす場合であっても内容によっては認められないものもあります。

◆補助の対象経費

対象事業に要する経費であれば可。ただし次の経費は認められません。

- (1)団体の恒常的活動を維持する経費
- (2)団体の構成員による会合の飲食費
- (3)団体の構成員に対する人件費または謝礼
- (4)他団体への再補助金
- (5)その他市長が適当でないと思われる経費

◆補助率等

補助金の補助率と限度額

- (1)補助率は、補助対象経費の実支出額(売上金、協賛金、寄附金その他の収入を控除した額)の10分の10以内とし、補助額は、30万円を限度とする。

- (2)算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は、切り捨てるものとする。

- (3)補助の期間は、1年とする。ただし、市長が必要と認める場合は、3年を限度として補助することができ

◆一次募集期限

6月13日(金)

そのほか、申請方法や添付書類など、詳細につきましては企画振興部企画振興課にお問い合わせください。

～悩まず 早めにご相談ください～

市民相談センターが開設されました

◆お問い合わせ 市民相談センター(人権・男女共同参画室内)
☎050(3381)5035 FAX0957(82)3086

市民の皆さんからの消費生活相談・多重債務相談やその他いろいろな悩みごとや問い合わせをお受けいたします。お気軽にご相談ください。

- 相談場所 南島原市役所 市民生活部 市民相談センター
(西有家庁舎1階 人権・男女共同参画室内)
- 相談時間 8時30分～17時15分
- 相談内容

消費生活相談

訪問販売のトラブルや振込詐欺・悪質住宅リフォームなど

訪問販売などで契約した場合は、一定期間であれば無条件に契約を解約できる制度もありますので、早めにご相談ください。

多重債務相談

債務整理の方法、法律専門家の紹介など

多重債務に陥った場合でも、解決方法がありますので悩まずにご相談ください。

一般相談

人権侵害、日常生活での悩みごとなど

法律の専門家や関係機関と連携して、解決の方法を考えます。



「企業等設置奨励条例」をご活用ください

お問い合わせ 企画振興部 商工観光課 商工・企業誘致班
 ☎050(3381)5032

市では、市民皆さんや民間企業（個人事業者を含む）の人たちと協働して、雇用の確保と経済の活性化を図るため、地場企業の発展と市外からの企業誘致に積極的に取り組んでいます。

改正された 企業等設置奨励条例

平成19年12月議会において「企業等設置奨励条例」の全面改正を行い対象要件の緩和をはじめ、内容もより充実した支援施策となりましたので、地元企業（個人事業者）をはじめ誘致対象企業にご活用頂き市内産業の発展にご協力ください。

奨励条例の概要

◆対象業種および要件

製造業、加工業、卸売業、修理業、情報処理サービス業、旅館業、道路輸送業、倉庫業、こん包業および印刷業を営む事業者で市内に企業等を新設または増設する者で投下固定資産総額が1億円以上（情報処理サービス業については3,000万円以上）かつ新規常用雇用

者が5人以上であること。

◆奨励金の内容

（全ての奨励金は3年間を限度として支給）

①企業等設置奨励金

賃貸物件を除く投下固定資産総額の6%～12%

②賃借料等奨励金

不動産および動産の賃貸料の25%

③雇用奨励金

市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり30万円

④市内企業等発注奨励金

市内の企業等への製造工程にかかる物品及び役務の発注費の15%

⑤物流奨励金

・社内運送の場合、有料道路通行料およびフェリーの航空送運賃の50%
 ・社外運送の場合、市内運送

業者および市内に営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費の20%

⑥通信費奨励金

事業用の通信費の25%

◆固定資産税の減免措置

上記対象業種で投下固定資産総額が2,700万円以上かつ新規常用雇用者が5人以上の要件を満たす者に対して当該固定資産税を最長3年間の課税免除等。

企業立地

候補地の募集

敷地面積およそ1,000㎡以上を目安として建物の有無を問わず企業立地候補地を募集しています。お気軽に情報をお寄せください。

～「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を世界遺産へ～ 南島原市世界遺産登録推進本部を設置しました



市では、世界遺産登録の早期実現を目指し、市の関係部局の連携および効率的な運用を図ることを目的に「南島原市世界遺産登録推進本部」を設置しました。

今後は、幹事会や各部会を立ち上げ、世界遺産登録に向けた保存管理計画策定等の準備を図るとともに、登録後の観光客への情報発信方法や見学ルートの構築や整備、または活用法について検討していきます。

世界遺産登録へは、行政だけではなく、市民の皆さんが一体となつての取り組みが必要となり、今後は、市民の皆さんを核とした協働会議の場を設置し、キリスト教関連遺産の保存活用や地域振興について検討していくこととなります。



新しい加津佐総合支所庁舎が落成、開所しました

加津佐総合支所庁舎の落成式が、3月23日に行われ、地権者、市民の代表ら134人が出席し、新庁舎の完成を祝いました。

これは、老朽化が進む旧庁舎を建て替えたもので、明るく開放的な執務室、会議室等を備え、加津佐地域の行政拠点として期待されます。

業務は3月31日から行われています。

